

{1117}

氏名 (生年月日)	ヤマ モト シ ロー <b>山本志郎</b> (1988年2月28日)
学位の種類	博士(法学)
学位記番号	法博甲第108号
学位授与の日付	2015年3月19日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	<b>EU経済統合における労働法の課題 —国際的経済活動の自由との相克とその調整—</b>
論文審査委員	主査 毛塚 勝利 副査 山田 省三・山内 惟介

#### 内容の要旨及び審査の結果の要旨

山本志郎氏(以下、「申請人」とする。)より博士(法学)の学位取得申請のあった論文『EU経済統合における労働法の課題～国際的経済活動の自由との相克とその調整～』(以下、「本論文」とする。)につき、表記3名の審査委員で審査した結果は、以下のとおりである。

#### I 論文の概要

##### 1. 論文の構成

序

#### 第1章 ヨーロッパ労働法の形成と域内市場

##### 第1節 初期ヨーロッパ労働法形成のモーメント

第1項 競争政策としてのヨーロッパ労働法

第2項 独自の労働法統合の要請～域内市場との緊張関係において～

第3項 小括

##### 第2節 労働法統合の深化

第1項 EU設立と社会政策協定

第2項 基本条約への社会政策協定の組み込みと継承

##### 第3節 域内市場法との交錯

第1項 自由移動原則とその射程

第2項 当初みられた労働法領域への一定の配慮

## 第2章 労働基本権と自由移動原則との相克

### 第1節 労働争議権と開業・サービス提供の自由

第1項 Viking 事件先決裁定

第2項 Laval 事件先決裁定

第3項 衝突と調整の理論

### 第2節 リスボン条約改正と労働者の社会的 basic 権保障

第1項 リスボン条約体制における基本権保障

第2項 労働者の社会的 basic 権保障とその限界

### 第3節 団体交渉権と開業・サービス提供の自由

第1項 Commission v Germany 事件判決

第2項 変化の兆しと残された問題点

## 第3章 労働抵触法と自由移動原則

### 第1節 低廉労働力流入と準拠法

第1項 「低廉」労働力流入

第2項 労働抵触法

第3項 サービス提供の自由による限界付け

### 第2節 越境的配置労働者指令 (PWD)

第1項 PWD の内容および沿革

第2項 欧州司法裁判所の解釈

### 第3節 介入規範とサービス提供の自由

第1項 PWD の位置付け

第2項 「ソーシャル・ダンピング」防止のための介入規範の部分的容認

## 第4章 EU 域内市場における交渉制自治モデルの受容の困難

### 第1節 ヨーロッパ労働法の文脈

### 第2節 ヨーロッパ社会対話制度

### 第3節 補助線：交渉制自治モデル

## 結語

### 2. 要旨

(1) 本論文「序」において、申請人は、ヨーロッパ経済統合にともなうヨーロッパ労働法形成が、一般にいわれるように「経済統合から政治統合へ」というプロセスで語ること、換言すれば、かかる「予定調和的な説明」に疑問を呈する。

これは、ヨーロッパ経済統合と労働法との間には常に緊張関係が存在するとの問題意識に基づく。申請人によれば、まず、「事実的な緊張関係」が存在する。EU 域内各国の間に存在する雇用・労働条件の格差のもとで、経済統合は、比較的に高水準な加盟国への低廉労働力ないし安価なサービスの流入、あるいは、低水準国への企業の逃避という形で、低廉労働力を利用しようとする動きをもたらす。これは、「底辺への競争 (race to the bottom)」を引き起こしうる「ソーシャル・ダンピング」の危惧にほかならないが、ヨーロッパ経済統合 (域内市場形成) は、低廉労働力の利用を通して、競って規制緩和を行うような事態に加盟国を追い込むがゆえに、域内国の国内労働法に対して、下方圧力となる可能性を内在させている。

しかし、申請人によれば、この国内労働法への「下方圧力」というのはあくまで「事実的な緊張関係」であって、これとは別に、ヨーロッパ経済統合と労働法の間には「法的な緊張関係」が存在し、これが、問題の核心であり、近時 EU で問題となっているものだという。具体的には、ラヴァール・カルテット (Laval-quartet) と呼ばれている、欧州司法裁判所の一連の事件 (Viking 事件, Laval 事件, Rüffert 事件, Commission v Luxembourg 事件) において問題となったような、自由移動原則と労働法との相克関係である。これらの事案でも、「ソーシャル・ダンピング」として批判されるような企業の行動が問題となっているのであるが、欧州司法裁判所は、「海外逃避と低廉労働力流入の 2 類型において『ソーシャル・ダンピング』の問題を法的に直接に取り扱い、結果的にみれば、それを法的に保障した」、つまり、そのような企業行動を阻止する国家的あるいは集团的措置を、違法視する可能性を明確に認めたのである。

このように、本論文の中心的検討対象は、ヨーロッパ経済統合と労働法との間の「法的相克関係」、とりわけ、経済統合の中核的原則である自由移動原則と労働法との関係性に光をあてることで、ヨーロッパ経済統合下で労働法が抱えている問題を明らかにすることと課題設定されている。

(2) 「第 1 章 ヨーロッパ労働法の形成と域内市場」では、EU における経済統合すなわち域内市場創設という目的との関係において、ヨーロッパ労働法形成の歴史が検討される。

「第 1 節 初期ヨーロッパ労働法形成のモーメント」においては、経済統合と労働法との事実的な緊張関係における、ヨーロッパ労働法形成史が扱われている。本論文における中心的検討対象は法的な相克関係であるが、ここで事実的な緊張関係を扱っているのは、自由移動原則と労働法の法的相克関係の背景と重要性がより明確になるからだとする。欧州経済共同体 (EEC) の時期に遡って、またその時期に限って検討が行われているのも、「経済統合に特化していたこの時期をみること、それとの緊張関係におけるヨーロッパ労働法形成を明確に描き出せる」からだという。

具体的に明らかにされているのは、①ヨーロッパ労働法は、当初はもっぱら、共通市場 (後の域内市場) を有効に機能させるための競争政策の一環として構想されたものであったこと、②そのなかで、域内各国の雇用・労働条件の格差を背景とし、ときには「ソーシャル・ダンピング」というような標語が用いられたように、域内市場形成は労働法との間での緊張関係を生じさせたこと、③その緊張関係への対応として、生活・労働条件の改善ないし労働者保護という社会政策的動機に基づいた、本来の意味でのヨーロッパ労働法の形成ないし共同体の社会的側面が求められるようにな

り、市場統合や競争政策に従属するものではなくて、経済政策に対等かつ独自の地位のものとして要求されるようになったことである。こうした動機の変化は、上記のような緊張関係という、域内市場の負の側面を契機として生じたものであり、申請人は、EEC時代に既にヨーロッパ労働法の形成のモーメントがあったとみる。

「第2節 労働法統合の深化」は、「現在につながるヨーロッパ労働法の基本枠組みの形成」の歴史を概観したもので、前節に引き続くヨーロッパ労働法の発展を扱うものであるが、その目的は、本論文の中心的検討対象である「法的な緊張関係」を議論するための法的環境にかかる前提的知識を提供することにあるとしている。

具体的には、マーストリヒト条約、アムステルダム条約、ニース条約、そしてリスボン条約による基本条約改正が整理されている。申請人によれば、現在のヨーロッパ労働法の基本構造を形成したのは、マーストリヒト条約時の社会政策協定、そしてそれを基本条約に組み込んだアムステルダム条約であり、ニース条約とリスボン条約は、ほとんど変化をもたらさなかったとしている。

「第3節 域内市場法との交錯」は、次章以下で扱われる本論文の中心的検討対象、自由移動原則と労働法との法的相克関係をみるうえで前提となる事項が扱われている。

具体的には、法的相克関係をもたらすものとしては企業の国際的経済活動の自由を保障する自由移動原則（開業の自由とサービス提供の自由が挙げられている）が重要であって、また、実際に相克関係がもたらされるには、自由移動原則の側での変化が重要であったという。後者はすなわち、名宛人と内容双方においての、自由移動原則の射程の拡大であった。とりわけ内容面において、もっぱら差別禁止(non-discrimination / Diskriminierungsverbot)的に理解された自由移動原則が、いわゆる市場参入制限禁止(restriction approach / Beschränkungsverbot)としても理解されるようになったことが、申請人いわく「事態を一変させるインパクトを有した」。というのもそのような理解のもとでは、直接であれ間接であれ差別という要件を必要としなくなった点で、自由移動原則の射程が外延の不明確なまでに広げられているからである。もっとも本節では同時に、そのようなアプローチのもとでも、欧州司法裁判所が労働法の適用に関しては一定の配慮をみせてきたことも確認されている。また、自由移動原則と同じく域内市場法に属するヨーロッパ競争法の適用に関して、欧州司法裁判所が、団結に一定の特権を付与したことも確認されている。

(3) 「第2章 労働基本権と自由移動原則との相克」は、自由移動原則と労働法との法的相克関係のうち、自由移動原則と労働基本権との関係を検討したものである。

「第1節 労働争議権と開業・サービス提供の自由」においては、ラヴァル・カルテットのうち Viking 事件先決裁定と Laval 事件先決裁定が、批判的に検討されている。両先決裁定では、労働組合による争議行為が、企業の自由移動を阻害するものとして違法ではないかが問われた。欧州司法裁判所は法の一般原則というロジックを用いて EU 法上の「団体行動権」を承認したので、問題は、一義的には(EU 法上の基本権は自由移動原則への正当化可能性の制限(Schranken-Schranken)としても働くため、結果的には国内法上の基本権保護水準の問題でもあるが)、EU 法上の権利と自由の相克関係の調整ということになる。

同節における検討の結果として申請人は、欧州司法裁判所が基本権として争議権を承認したことにリップ・サービス以上の意味を見出せないとする。それは、両先決裁定は、当時法的な拘束力を有する明文規定を欠いていたにも拘わらず、法の一般原則というロジックを用いて「団体行動権」（争議権）を共同体法上の基本権として認めた点で、画期的なようにみえるものの、自由移動原則との衝突の調整において、欧州司法裁判所が示したのは、いわゆる市場参入制限禁止アプローチのもとでの、自由移動原則による審査枠組みに他ならなかったからである。申請人は、EU 法上の規範の序列上、基本権は自由移動原則と同位のはずで、基本権を自由移動原則に劣位させるような判断手法は妥当性を欠くとしている。

続く「第 2 節 リスボン条約改正と労働者の社会的な基本権保障」においては、両先決裁定後に生じたリスボン条約による基本条約改正が、労働者の社会的な基本権保障に何らかの変更を与えることになったかを検討している。

申請人は、新たに第一次法の法源に加えられた EU 基本権憲章については、「社会的な基本権を含む形で初めて、明文かつ法的拘束力を有する基本権カタログが第一次法上にもたらされたことそれ自体は、評価されるべき」としながらも、問題は、自由移動原則との関係でいえば、「権利の存否そのものではなくて、その位置付け」で、この点、自由移動原則との相克事案において EU 基本権憲章が果たしうる役割には限界があるとする。また、リスボン条約改正後、大きな潜在的な可能性を与えられた欧州人権条約の影響についても、やはり自由移動原則との相克関係においてはその影響度合いは未だ不明確だとしている。

「第 3 節 団体交渉権と開業・サービス提供の自由」では、リスボン条約改正後に登場した *Commission v Germany* 事件判決が検討され、本判決からは、一方で、欧州司法裁判所が *Viking*, *Laval* の両先決裁定への批判を意識しているが根本的な判例変更には踏み切れないでいる現状が、他方で、労働基本権と自由移動原則との相克関係の問題にとりリスボン条約改正の意義が限定的であることが指摘される。

同事件は、今度は団体交渉権と開業・サービス提供の自由との相克関係が問われたもので、いわば *Viking* 事件および *Laval* 事件の続編であったが、欧州司法裁判所は、*Viking*, *Laval* 両事件における自身の判断への批判を意識してか、団体交渉権という労働基本権と開業・サービス提供の自由という自由移動原則との衝突調整のための判断枠組みを示す際に、市場参入制限禁止アプローチという自由移動原則による審査枠組みを用いず、関連する諸利益の「公正な均衡」を求めるという表現をとった。しかし、申請人によれば、同判決の具体的な審査手法をみれば、結局のところ自由移動原則の見地からのみ協約に一方的に審査を加えているのであって、実質的には両事件先例が残した課題を克服できていないという。加えて、同判決がリスボン条約改正後に効力を発した諸条項に触れているものの、そのことが何らかの効用をもたらしたものと認められず、リスボン条約改正のインパクトが見て取れないことも指摘する。

(4) 「第 3 章 労働抵触法と自由移動原則」では、自由移動原則と労働法との間の法的相克関係のうちのもう 1 つの側面、労働抵触法との関係が検討されている。具体的には、（サービス提供の一

環として) 労働力がある加盟国に移動する場合に、受入国たる当該加盟国が、自国内で働く労働者について自国労働法を適用すること(本論文において申請人はこれを「労働法の属地的な適用」と呼称している)が、EU法に適合するかどうかという問題である。

「第1節 低廉労働力流入と適用法」においては、このような問いが立てられることになる、法的な背景が説明される。ここで想定されているのは、雇用・労働条件について比較的に高水準な加盟国への、低水準国からの労働力流入が、企業によるサービス提供という形で、一時的に行われる場合である。

具体的に説明されているのは、次の3つのことである。第一に、上記の問いにおいては、低廉労働力流入が関心となっているが、ここでの低廉労働力流入の問題というのは、量的な問題ではなくて、その低廉性それ自体の問題であるという。すなわち、ここでの関心は、仮に問題となっている労働について受入国法が適用できず、送出国法が適用されるとした場合、労働法上の保護水準に格差が存する状態にあっては、受入国内の企業・労働者にとって強烈的な競争圧力がもたらされるため、受入国法の適用を確保できないか、ということである。そこで第二に、抵触法上の適用法が確認される。申請人の検討によれば、ヨーロッパ労働抵触法上の規定(ローマI規則8条)は、一時的に国境を越えて他国に配置される労働者について、労働契約準拠法としては、多くの点で母国法ないし送出国法を指し示す。しかしながら、ヨーロッパ法上の統一的定義を前提としても、原則的に加盟国が独自かつ裁量的に決定する介入規範(ローマI規則9条)という手段を用いることによって、受入国法ないし配置先国法の属地的な適用が確保されえた。しかし第三に、そのような加盟国の裁量に対して、自由移動原則が一定の制約をもたらすことが確認される。越境的な労働者配置を行う企業の競争上の優位を奪うような、受入国労働法の属地的な適用というのは、サービス提供の自由への違反が疑われる。サービス提供の自由への制限は、労働者保護のような正当事由によって正当化されなければならない。

「第2節 越境的配置労働者指令(PWD)」では、この問題を第二次法によって解決しようとした試みである越境的配置労働者指令(PWD)について検討が行われている。PWDの内容および沿革が説明された後に、欧州司法裁判所による同指令の解釈が扱われている。PWDの解釈を示したのは、Laval事件、Rüffert事件における先決裁定、そしてCommission v Luxembourg事件判決であった。これら3先例はラヴァル・カルテットとして批判されている一連の欧州司法裁判所判例の一部である。

これらの欧州司法裁判所判例が示したPWDの解釈の意味については、「第3節 介入規範とサービス提供の自由」において検討されている。確認されているのは、まず、PWDは通常の労働関係指令とは異なって、最低基準ではなく上限としても働くものと解されているが、それは、同指令がサービス提供の自由を具体化するものと解されているからであろう、ということである。次に、このようにPWDをサービス提供の自由の具体化として理解することによって、同指令自体のサービス提供の自由への適合性は不問とされていることである。

申請人は、「このPWDとサービス提供の自由の関係を、同指令上に定められる介入規範とサービス提供の自由との関係に着目して捉えなおすことによって、次のような結論を導いている。申請

人によれば、PWD 上には、加盟国に強制された介入規範と加盟国に決定裁量が残された介入規範という 2 種類の介入規範が存在する。そしてこの EU 法上加盟国に強制された介入規範とサービス提供の自由との間に、次のような関係が見出せるというのである。まず、PWD はサービス提供の自由の促進と「ソーシャル・ダンピング」の防止という 2 つの要請を、EU 法レベルでの介入規範の具体化ないし強制という形で調整しようとしたものである。しかし、「公正な競争」の実現あるいは「ソーシャル・ダンピング」の防止を目的とする介入規範としての分類は、結局のところ受入国による自国市場の保護にほかならず、これまでの欧州司法裁判所の判例からいえば EU 法適合性に疑問が生じるものである。欧州司法裁判所は、PWD にそうした目的を認めながら、そのサービス提供の自由への整合性を問うていない。このような事態を、申請人は、欧州司法裁判所が従来から配置労働者保護をサービス提供の自由への制限の正当事由として認め、PWD に関してもそれが目的として挙げられていることに着目し、「欧州司法裁判所は、PWD による介入規範の具体化を、サービス提供の自由と『ソーシャル・ダンピング』からの自国市場の保護という相反する目的の間で、『配置労働者保護』を第三の価値基準として調整を図ったものと捉え」る。

(5) 「第 4 章 EU 域内市場における交渉制自治モデルの受容の困難」で、申請人は、第 1 章から第 3 章までに個別に検討してきたことを総括する 1 つの視点を試論的に提示する。これは、ラヴァル・カルテットとしてひとまとめに批判される一連の欧州司法裁判所の判例も、様々な論点と評価可能性を内包するもので、単純に「ソーシャル・ヨーロッパ」の否定として捉えるわけにはいかないと申請人の認識があるからである。

かかる認識のもと、「第 1 節 ヨーロッパ労働法の文脈」において、ラヴァル・カルテットを巡って問題となっているのは、EU における「社会的なもの」のうち「集団によるルール形成」であり、「オールド自由主義的に解釈しうる、ヨーロッパ統合の構造的特質」のもとでは、「集団的ルール形成のモデルを EU の次元に移転することの困難」を指摘する、ある政治学者の EU 法の特質の理解に示唆を受けつつも、申請人は、EU 運営条約 152 条のような「労使の役割を承認および促進」し、「労使の自治を考慮しつつ」、「社会対話を促進する」ことを謳っている規定を挙げ、「EU は、労使の集団的規範形成に重要な位置付けを与えているのか、それとも、与えていないのか」という問いを立てる。

上の問いに答えるに先立ち、「第 2 節 ヨーロッパ社会対話制度」で、申請人は、EU 法上の制度、すなわちヨーロッパ社会対話制度の詳細を検討し、マーストリヒト条約改正時の社会政策協定にいたって導入されたヨーロッパ社会対話は、社会政策領域での立法過程において欧州委員会に意見聴取義務を課す「三者間対話」のみならず、ヨーロッパレベルでの労使により行われる「二者間対話」に立法内容の形成を認めるものであることを確認する。したがって、EU 法上、労使が集団的に規範形成に携わることが予定されているし、実際にもそれは活用されてきたものであり、EU 法上、労使による集団的規範形成が一定の役割を果たすものとして位置付けられている点は否定しがたい、と結論付ける。

しかし、申請人は、先の政治学者の指摘を単に否定するのではなくて、むしろより一貫性のある

形で発展させようとする。すなわち、「第3節 補助線：交渉制自治モデル」において、申請人は、「EU法における労使の集団的規範形成の位置付け」を考えるには、「集団的規範形成」という概念自体をより細分化して考えるべきとし、労使による集団的規範形成には、コーポラティズム・モデルと交渉制自治モデルとがあり、両者を区別して議論すべきとする。両者の区別は、基本的には国家の影響度合いであるが、とりわけ争議行為という強制手段を背景とした労使の力関係に特徴づけられた規範形成システムであるかどうかであるとする。国家の影響度合いが低く、労使の力関係に力づけられた集団的規範形成システムが、申請人のいうところの「交渉制自治モデル」ということになる。申請人の理解によれば、ヨーロッパ社会対話制度はコーポラティズム・モデルであり、それゆえにEU法上の位置付けを得ているものの、Viking事件やLaval事件で問題となっているのは交渉制自治モデルの要である争議権であり、それについては、基本権としてふさわしい位置が与えられていないという。

したがって、EU法には、たしかに、政治学において指摘された「集団的ルール形成のモデルをEUに移転することの困難」があるが、それは、厳密に言えば、「交渉制自治モデルの受容の困難」にあると結論付けられている。

(6) 「結語」においては、本論文が解明を目指していた問い（ヨーロッパ経済統合下で労働法が抱えている課題如何）に対する回答が試みられる。申請人によれば、①ヨーロッパ経済統合において労働法は、まず、加盟国労働法への事実上の下方圧力という懸念に対処すべきことを求められた。それゆえに、もっぱら競争政策に従属させられたものとしてではなく、独自のヨーロッパ労働法の形成が漸進的に行われてきた。②しかし、労働法にとっての課題は、そうした事実上の圧力にとどまらず、域内市場法とりわけ自由移動原則との整合性という法的問題としても生じている。この点では、PWDがその一定の調整を行ったものとして存在しているが、他方、とりわけ労働基本権行使の自由移動原則との相克という場面では、自由移動原則が説得力を欠く形で優位するという問題性を示している。自由移動原則との関係で労働者の社会的な基本権の確かな地位を確立する、ヨーロッパ労働法のさらなる発展が望まれる。とはいえ、③そもそも、EU法レベルにおいて、集団的規範形成なかならず交渉制自治モデルとしてのそれを受容することの困難さがあるとすれば、労使の自治的な規範形成である交渉制自治モデルを、果たして／どのように位置付けることができるかが問われている。

## II. 審査結果の要旨

### 1. 主題について

本論文は、EUにおける経済統合下で、労働法学が直面している課題について検討したものである。わが国労働法学において、「経済統合と労働法」という問題意識からのEU法の研究を、これほどまで詳細に行ったものは、本論文以外にみあたらない。わが国においては学術的に手薄で、実務的にも未だ馴染みのないテーマであるが、ヨーロッパにおける自由移動原則と労働法との関係というのは、本論文で取り扱われたViking, Laval, Rüffert, Commission v Luxembourgなどの各事件をキ



ワードとして、労働組合にとっても現実的課題として捉えられている。申請人は、2013年9月から2014年8月までの期間、ドイツの経済・社会学研究所（Wirtschafts- und Sozialwissenschaftliches Institut）の客員研究員として研究に従事し、このことを、肌をもって学んできたものである。

申請人はこれまで、本テーマについて継続的に研究を続けてきた。ヨーロッパにおける経験を申請人なりに把握する試みとして、既にいくつかの評釈および論文を発表し（①「サービスの自由移動原則と国内労働法優先主義との衝突」労働法律旬報1740号（2011年3月）24頁、②「労働者国外配置指令（PWD）にみるEU国際労働法の課題」中央大学大学院研究年報第41号法学研究科篇（2012年2月）105頁、③「EUにおける国際的経済活動の自由と争議権」法学新報119巻5・6号（2012年12月）803頁、④「EUにおける国際的経済活動の自由と団体交渉権の調和」労働法律旬報1800号（2013年9月）30頁、⑤「EU経済統合にみる労働抵触法の新たな課題」季刊労働法243号（2013年12月）88頁、⑥「ヨーロッパ労働法研究序説」法学新報第121巻7・8号（2014年12月）635頁）、学外の研究会での報告、そして労働法学という枠にとどまらず、日本EU学会で学会報告も行っている（2014年11月の日本EU学会第35回研究大会（於：立正大学）において、「EU域内市場における労働法の課題—協約自治モデルの欠如と侵食」というテーマで）。後述する課題に鑑みれば本論文が最終的なものとはいえないものの、本論文は申請人のこれまでの研究の1つの集大成としての位置を占めるものとなっている。

## 2. 特徴と意義、課題

### (1) 特徴

本論文は、広い意味では、ヨーロッパ労働法の研究の1つであり、そのかぎりでは、わが国において既に先行研究が存在する。しかし、本論文には、それら先行研究とは区別される次のような特徴を見出すことができる。

第一に指摘されるべきは、本研究が、国内労働法研究のための比較研究という目的に縛られていないことである。先述したように、ヨーロッパ労働法についての先行研究は、わが国においても少なからず存在するが、その多くは、わが国の国内労働法の比較対象としてまたは加盟国の国内労働法研究の前提としての研究、あるいは、EU域内に進出する企業にとって（法令違反を避けるのに）重要な知識としての、ヨーロッパ労働法の紹介であったといえる。これに対して本論文は、ヨーロッパ労働法それ自体を関心対象とし、ヨーロッパ経済統合が労働法にとってどのような課題を突き付けているのかに焦点をあて分析したところに、換言すれば、経済統合過程における国際的な法制のあり方を問うことを意識した研究であることに最大の特徴がある。

第二に、労働法学の枠にとどまらない分析が行われていることである。本論文が検討対象としているEU経済統合と労働法との緊張関係は、域内市場法という労働法とは異なる法分野との交錯領域において生じており、その法的構造の解明には、必然的に同法分野を含めた研究が必要になる。この点、本論文は、自由移動原則の2つのアプローチ（差別禁止と市場参入制限禁止）や私人間効力

といったことにまで踏み込んで、(労働者の自由移動ではなく)企業の国際的経済活動の保障である自由移動原則(具体的には、開業の自由とサービス提供の自由)が、労働法との緊張関係をもたらすことを明らかにしている。その際、本論文は、自由移動原則と「労働法との緊張関係」を、労働基本権の領域と労働抵触法の領域を分けて論じることで、問題の法的構造をより明確にしている。

第三に、申請人は、経済統合過程におけるヨーロッパ労働法の形成、発展を分析する際に、「交渉制自治」という独自の視点を打ち出し、評価しようとしていることである。本論文は、ラヴェル・カルテットとして批判されるところの一連の欧州司法裁判所判例を、単に「ソーシャル・ダンピング」の推進ないしソーシャル・ヨーロッパの否定だとして非難することなく、換言すれば、個々の論点ごとに評価をくださるのではなく、ヨーロッパ法の発展を全体的ないし横断的に分析するための視点として、ドイツ流の協約自治を基礎にしつつも、より一般的な交渉制自治という概念を設定し、それをどこまで受容するか視点から評価しようとしている。

## (2) 意義

経済統合と労働法との間の緊張関係という視点からヨーロッパ労働法研究を行った本論文には、次のような意義が認められる。

第一に、EUにおける経済統合と労働法との緊張関係というテーマについて、その法的構造を明らかにした点である。とりわけ、EU域内市場法のような交錯分野の知識にも踏み込み、また、問題領域を大きく労働基本権に関わるものと労働抵触法に関わるものに明確に分けて論じ、各領域においても個別論点を別個精密に論じている。テーマ自体がわが国において馴染みのないものであることに鑑みれば、問題構造を法的に明らかにしていることそれ自体、意義を有するものといえよう。

第二に、経済統合と労働法の関係というテーマ設定それ自体に、意義を認めることができる。申請人自身指摘するように、当該テーマはいわゆる「グローバリゼーション」と労働法との関係についての考察とは、区別されるものである。何故なら、経済統合はそれ自体が法的な現象であるのに対して、グローバリゼーションという表現においてはヒト・モノ・サービス・カネの国際的な移動の増大といった事実的な現象を指しているにすぎない場合があるからである。このように、法学の範疇で語りうるテーマ設定をした点にも、本論文の意義があるといえよう。

第三に、本論文における副次的な諸成果も指摘できる。一つには、主に第一章で詳述されたヨーロッパ労働法の形成史は、それ自体に意義がある。とりわけ前世期90年代までの展開については詳しい先行研究が存在するのは事実であるが、その補完的役割を果たしていることに疑いはない。以降の展開を追っていることがそうであるし、90年代までの展開の記述にもそれが明らかである。というのも、先行研究においては必ずしも十分とはいえなかった参考文献の明示が詳しくなされており、後の検証を可能にしているからである。もう一つには、リスボン条約体制下でのEU法上の基本権保障について、労働者の社会的な基本権保障という観点から、ここまで詳細に論じているものは未だ本論文以外にみあたらない。同様に、EUにおける現行の労働抵触法についての叙述も、それ自体として意義がある。このように、そのこと自体が本論文の目的であったわけではないにせよ、ヨーロッパ労働法に関わる各種の知見を提供していることも、本論文の成果といえる。

### (3) 課題

さて、本論文には以上のような特徴・意義が見出せるわけであるが、いくつかの課題も指摘されねばならない。

何よりも、経済統合時代の労働関係における利害関係当事者の利害調整のあり方についての研究が必要である。本論文では、たしかに、EUにおいて自由移動原則が労使の自治に困難をもたらしていることが明らかにされた。しかし、本来、その次の段階の研究こそ求められている。すなわち、経済統合下において労使自治モデルの困難性が必然とすれば、利害調整を今後は誰がどのように行うべきかが問われる。そのためには、経済統合のもとでの多元国家モデルでは労働生活関係当事者の利害はきわめて錯綜するだけに、まずは、その利害調整メカニズムを解明することが不可欠である。それは、同時に、労使関係システム論とすれば、交渉制民主主義（申請人のいう「交渉制自治」）にとどまらず、代表制民主主義やステークホルダー民主主義の原理に基づく労使関係をも視野に入れて議論することでもある。そうした、原理的考察や将来展望への洞察を深めることが、本論文の最も大きな今後の課題であろう。

また、経済統合と労働法との緊張関係そのものについても、本論文のとりあげる労働基本権と労働抵触法に関わる2つの問題領域で語り尽せるかは疑問なしとしない。Rüffert事件で直接問題となったような、公共調達における最低労働条件規制についても、さきの利害関係当事者の調整メカニズムに組み込むなかで検討することが必要となろう。加えて、労働基本権という権利の内実をEU法レベルでどう構成するのか明確にすることも求められる。すなわち、従来の労働法理論は、労働基本権の行使が企業の所有権侵害や債権侵害等を一定範囲で正当化することを獲得してきたのであるが、これはあくまで、一国内の国家と労使団体という限定的な当事者間での問題にすぎないものであるのに対し、送出国、受入国そして他の加盟国という複数の国家、労使団体等の幅広い当事者を対象とするEUレベルにおいては、労働基本権行使を正当化する法理は、一国レベルでの議論ほど、単純なものではすまないと思われるからである。将来的課題ではあるが、この点の検討も求められよう。

さらに、他分野の研究とのさらなる協力の必要性も指摘されるべきである。本論文は、日本語、ドイツ語または英語によって書かれた、労働法あるいはEU法に分類される文献を主たる参考文献としている。しかし、既述のとおり生じている問題が労働法学には収まりきらない知見を必要としている以上、EU法学や憲法学、国際私法学における知見や文献の参照は不可欠である。本論文が十分に他の法領域の議論をもフォローできているかはなお検証が必要であるが、少なくとも、今後の研究では他の法領域の研究者との連携も望みたい。

### 3. 評価

本論文は、指摘したようないくつかの課題を残すものであるが、それらはいずれも、今後の研究によって補われるべき性格のものである。「経済統合と労働法」という本論文のテーマ設定の先進性と議論整理の視点の独自性、その前提としての判例文献研究等の基礎的考察の信頼性は、博士論

文としての質を十分に備えている。よって、審査委員一同、博士（法学）の学位授与を可とするものである。